

慶応義塾保険学会
第 3 回研究会を開催
異常気象リスクなどテーマに



劉氏



五十嵐氏

慶応義塾保険学会は11月29日、第3回研究会を開催した。慶應義塾大学商学研究科修士課程の劉野氏、日本生命企業保険数理課長の五十嵐洋一氏がそれぞれ「企業が抱える異常気象リスクと損害保険会社の取り組み」「適格退職年金制度の収束と企業年金制度を取り巻く環境」について講演。当日は同学会所属の研究者のほか、保険会社や代理店の社員、学生など95人が参加した。

劉氏は、異常気象による災害の多発とグローバル化の進展により、企業の異常気象リスクは増大している問題提起。「民間損保会社は伝統的リスク移転手法を通して、企業の異常気象リスクにコミットしてきたが、キャパシティの不足や中小企業のニーズに

合致できないなどの問題が浮上している」と指摘した。こうした問題の解決に向けて、民間損保会社は積極的にリスクの再移転やキャプティブを利用した中小企業向けの取り組みを行う必要があるとともに、統合的な異常気象リスクマネジメントを提案するなど、リスク

コンサルティングを重要なコア・ビジネスとして成長させる必要があるとした。

五十嵐氏は適格退職年金制度の利点について解説。企業の社会的信用力向上により、優秀な人材の獲得や退職金制度の合理化につながるほか、税制上の優遇措置があると説明した。一方で、同制度の課題として受給権に触れ、給付減額や企業倒産などによって制度の廃止を余儀なくされた場合の従業員の見込めや期待権への保全措置が不十分なこと、受給資格に満たないまま退職する従業員が大半となるケースがあ

ることなどを指摘した。また、バブル崩壊後の運用環境の悪化で深刻な積み立て不足が生じ、同制度の補完として2001年に受給権保護を具備した確定給付企業年金が発足したのに伴い、適格退職年金の新規創設が禁止され、既存の年金もほか

の企業年金に移行したと解説。移行先制度として確定給付企業年金、確定拠出年金、中小企業退職金共済などを挙げ、それぞれの特徴と移行に際しての留意点と移行状況について説明した。

今後の展望としては、厚生年金基金の廃止に伴う中小企業の後継年金制度の検討、会計基準改正による確定拠出年金移行の進展、確定給付年金の財政運営の厳格化とさらなる規制緩和が想定されると指摘。さらに、将来的には公務員の共済年金の厚生年金保険への一元化により、公的年金のス

リム化も十分考えられるとした。また、確定企業給付年金は、財政運営基準の厳格化や企業会計基準の影響、確定拠出年金のさらなる規制緩和を受け、確定拠出年金に移行する企業が増加するのは必至との見方を示した。